

工事書類簡素化一覧表

令和2年4月1日令和3年8月1日

工事関係書類				標準様式	(旧)簡素化内容 (R2)	(新)簡素化内容 (R3)	
作成時期	種別	番号	書類名称		書類作成の根拠		
工事着手前	契約関係書類	7-2	略歴書	別紙(様式第5号)	入札参加資格確認資料で略歴等を確認できる場合は、提示・提出は不要。	入札参加資格確認資料で略歴等を確認できる場合は、提示・提出は不要。	
		10	建設業退職金共済掛金収納書	—	掛金収納書の提出は、契約時の提出のみとする。(掛金収納書の写しの提示・提出は不要)	掛金収納書の提出は、契約時の提出のみとする。(監督員へ別途・掛金収納書の写しの提示・提出は不要)	
		14	一部下請負通知書 (令和3年8月1日改正により廃止)	様式第3号(約款第7条関係)	—	一部下請負通知書については、別途提出する施工体制台帳にて同一内容が確認できるため、約款の改正により通知の義務付けを廃止。	
	その他	21	登録内容確認書 (旧:工事カルテ受領書)	—	監督員への提示・提出は不要。(「登録のための確認のお願い」についての提示・提出不要。) なお、検査員から請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。	監督員への提示・提出は不要。(「登録のための確認のお願い」についての提示・提出不要。) なお、検査員から請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。	
		23	施工計画書	—	維持工事等簡単な工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。 工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提示・提出は不要。	維持工事等簡単な工事及び当初設計額250万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。 工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提示・提出は不要。	
	1施工計画	24	設計図書の照査確認資料	—	工事概要に工事内容の記載は不要。 なお、単価換算設計書の写しの提示・提出も不要。	工事概要に工事内容の記載は不要。表紙に工事名等記載して、設計図書が当該工事のものと判別できれば、工事概要及び工事内容の記載は不要。 なお、単価換算設計書の写しの提示・提出も不要。	
		27	施工体制台帳	—	現場組織表に連絡先の記載は不要。 主要船舶・機械の記載は不要。(指定機械については、記載が必要) 主要資材の記載は不要。 段階確認計画に施工予定期限の記載は不要。 安全衛生管理組織表に連絡先の記載は不要。	現場組織表に連絡先の記載は不要。 主要船舶・機械の記載は不要。(指定機械については、記載が必要) 主要資材の記載は不要。 段階確認計画に施工予定期限の記載は不要。 安全衛生管理組織表に連絡先の記載は不要。	
	2施工体制	30	工事打合せ簿	様式-2	協議の根拠となる諸基準類のコピーの添付は不要。 なお、この場合は工事打合せ簿に、根拠となる諸基準類の名称、発行年月及びページ番号を必ず記載すること。	協議の根拠となる諸基準類のコピーの添付は不要。 なお、この場合は工事打合せ簿に、根拠となる諸基準類の名称、発行年月及びページ番号を必ず記載すること。	
		32	近隣協議資料	—	交渉に先立ち、監督員に連絡(口頭、ファクシミリ、電子メール等)すること。 なお、交渉等の状況を隨時、監督員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。	交渉に先立ち、監督員に連絡(口頭、ファクシミリ、電子メール等)すること。 なお、交渉等の状況を随时、監督員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。	
		33	材料確認書	様式-4	臨場での材料確認の場合、監督員が実測値等を記入した資料があれば、監督員が材料確認を行っている写真の撮影・提出は不要。	臨場での材料確認の場合、監督員が実測値等を記入した資料があれば、監督員が材料確認を行っている写真の撮影・提出は不要。 また、臨場確認を実施し、確認するのに十分な情報を得ることができた場合は、臨場と同じ取扱いとする。	
		35	段階確認書	様式-5	臨場での段階確認の場合、監督員が実測値等を記入した資料があれば、監督員が段階確認を行っている写真の撮影・提出は不要。 机上での段階確認の場合、リボンテープとスチールテープの併用は不要。	臨場での段階確認の場合、監督員が段階確認を行っている写真の撮影・提出は不要。 机上での段階確認の場合、リボンテープとスチールテープの併用は不要。	
		36	現地調査・立会書	様式-6	工事請負契約約款第14条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)により設計図書で指定した場合のみ提出。 監督員が現地調査・立会を行っている写真の撮影・提出は不要。	工事請負契約約款第14条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)により設計図書で指定した場合のみ提出。 監督員が現地調査・立会を行っている写真の撮影・提出は不要。 また、臨場確認を実施し、確認するのに十分な情報を得ることができた場合は、臨場による立会い同じ取扱いとする。	
	3施工状況	37	休日及び夜間作業届	様式-1	事前に監督員に提出。 ただし、事前にファクシミリまたは電子メール等により監督員に連絡すれば、提出は後日でもよい。	事前に監督員に提出。 ただし、事前にファクシミリまたは電子メール等により監督員に連絡すれば、提出は後日でもよい。	
		38	安全管理訓練実施資料	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。	
		39	安全管理関係書類 (KY活動・新規入場者教育等)	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。	
	4安全管理	43	工事履行報告書	様式-3	約款第11条 施工管理基準(環境)第1章 統一事項第2編11.1	工事履行報告書のみ提出。	工事履行報告書のみ提出。
		44	週間工程表	—	監督員と受注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合にのみ作成・提出する。(工事完成時の再提出は不要)	監督員と受注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合にのみ作成・提出する。(工事完成時の再提出は不要)	
		45	実施工程表	—	週間工程表の提出は、ファクシミリまたは電子メールでの提出ができる。 —	週間工程表の提出は、ファクシミリまたは電子メールでの提出ができる。 —	
	5工程管理	70	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。	
	その他	—	建設物販売等要領第3 施工管理基準(環境)第1章 統一事項第2編12.2	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要)	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要)	

